

# 社会福祉法人 富山県社会福祉協議会表彰規程

第1条 この規程は社会福祉事業に功労のあった者を表彰し、この功を讃え労をねぎらいもって斯業の振興発展に資することを目的とする。

第2条 表彰は次の各号の一に該当する者に対してこれを行う。

- (1) 民生委員児童委員として15年以上在職した功労顕著である者、ただし、10年以上在職し、特に功労抜群にして功労顕著である者
- (2) 社会福祉施設及び団体代表者、従事者にして15年以上社会福祉事業に勤続し功労顕著である者
- (3) 地域及び地区社会福祉協議会専任職員にして15年以上社会福祉事業に勤続し功労顕著である者
- (4) 社会福祉に関する機能が十分に発揮されかつ総合的諸活動が優良である社会福祉協議会並びにその他の団体
- (5) その他社会福祉事業に対し特段の協力或は助成をなし、社会福祉事業の進展に大きく寄与した者

第3条 表彰は毎年1回行うこととし社会福祉大会その他顕彰する適當なる会合の機会において実施する。

第4条 表彰は表彰状又は感謝状と記念品を贈りこれを行う。

第5条 表彰は地域社会福祉協議会長等の推薦した者につき選考委員会においてこれを決定する。

2 選考委員会は委員若干名をもって組織し、うち1名を委員長とする。

第6条 委員は理事会の推薦によって会長がこれを委嘱し、委員長は委員の互選とする。

第7条 委員会は委員長が招集し、議事は委員過半数の同意をもって決定する。

## 附 則

この規程は昭和36年8月26日より施行する。